

防災まちづくり計画の実現に向け いろいろな手法を検討中

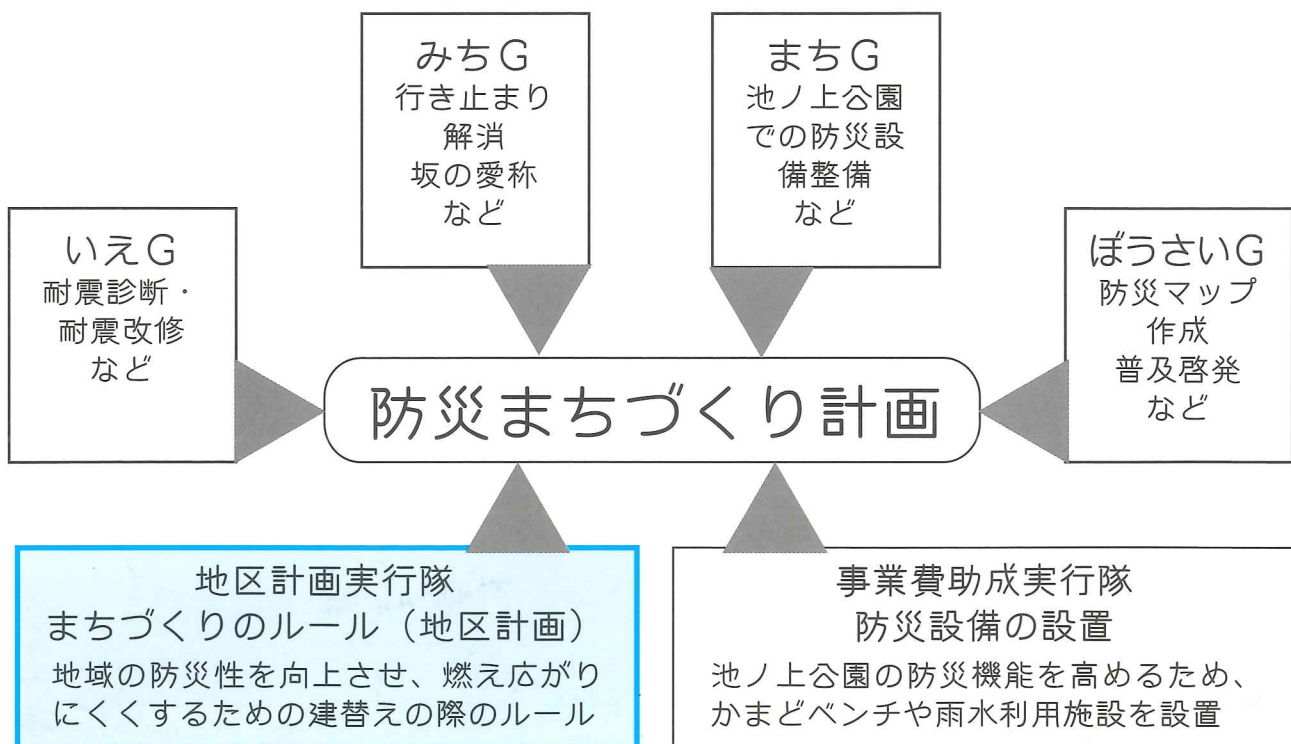
東久保町夢まちづくり協議会では、平成19年決定の「東久保町防災まちづくり計画」の実現に向けて、現在、4つのグループ（いえ、みち、まち、ぼうさい）に分かれ、それぞれのテーマに応じた防災まちづくりに取り組んでいます。（夢まちづくりニュースNo.8参照）

今年度からは、さらに2つのプロジェクトチーム（実行隊）を立ち上げ、具体的な防災設備の整備や将来に向けたまちのルールづくりなどの検討に取り組んでいます。

今号では2つの実行隊のうち、これからの東久保町のまちづくりルールについて検討を重ねている「地区計画実行隊」の検討内容についてご紹介します。

地区計画実行隊では、いえ、みち、まちに関わる建替えのルールの検討を進めています。みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

4つのグループ活動に加えて「地区計画実行隊」や「事業費助成実行隊」を結成し、まちづくり活動を強化しています。



防災まちづくり計画の実現に向け、長期的な視点でまちづくりルールの検討に取り組んでいます。

「東久保町防災まちづくり計画」に基づき、東久保町にふさわしい、まちづくりのルールを検討しています。

防災まちづくり計画の理念と目標

理念	1.地域住民が主役となるまちづくり	2.多様な世代の人たちが安心して快適に住み続けられるまちづくり
	3.災害に強いまちづくり	4.未来の夢をはぐくむまちづくり
目標	いえに関わる防災： 燃えにくく、倒れにくい建物への建替えや不燃化・耐震化を働きかけ、安全・安心な家づくりを目指します。	
	みちに関わる防災： 車・自転車・歩行者、みんなが利用しやすく、安全に避難できるみちづくりを目指します。	
	まちに関わる防災： 地域の皆さんが、元気に明るく、楽しく住み続けられる、誰にでも優しいまちづくりを目指します。	

東久保町 防災まちづくり計画 (東久保町まちづくり協議会 平成19年12月) より

例えば、防災まちづくり計画の目標実現のために、まちづくりのルールが効果的です。

- 建物の構造の制限
- 垣又はさくの構造の制限
- 敷地面積の最低限度など

これまでの検討内容

第1回検討会の内容
(平成21年8月11日)
・地区計画とは？
・防災まちづくり計画と地区計画の関係

第2回検討会の内容
(平成21年9月16日)
・東久保町の都市計画など
・道路の基本方針について
・地区全体のルールについて

第3回検討会の内容
(平成21年10月23日)
・地区計画と防災まちづくり計画の関係
・東久保町の独自の建替ルールの検討

検討の基本となる「東久保町防災まちづくり計画」



各回の検討は、平成19年に決定した「東久保町防災まちづくり計画」に基づいて進められます。東久保町のまちづくりルールは、防災まちづくり計画で掲げられたプロジェクトを実現するための手法の一つです。

将来、東久保町でどんな生活をしたいと考えますか？
将来、災害に強いまちにするため、今から何をしておきますか？

少し、長い期間の将来を見据えて、未来の安全な東久保町のために、いまからできることを一緒に考えましょう。

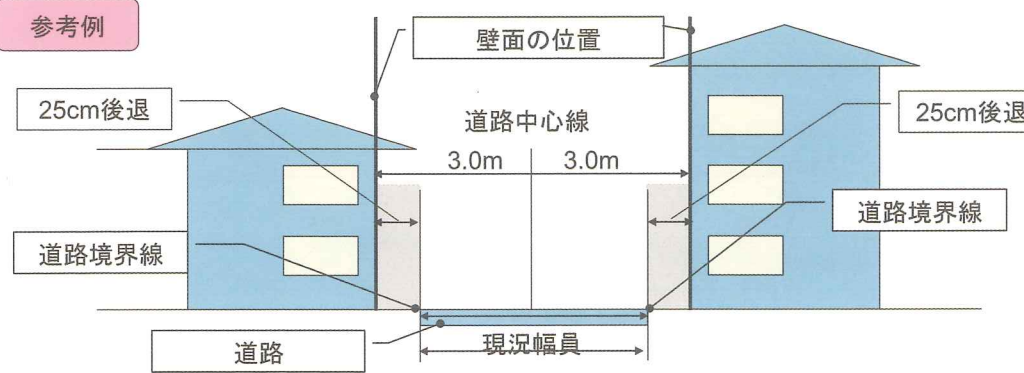
今後、まちづくりのルールに関するアンケートを実施する予定です。
お忙しい時期とは存じますが、ご協力をお願いいたします。

地区計画は、東久保町のハード面の課題を解決する手法の一つです。
以下のことをルールとして決める事ができます。

例えば規制をかけて、安全性を確保する方法があります。

建物計画の工夫で道路空間を確保→【壁面の位置の制限】

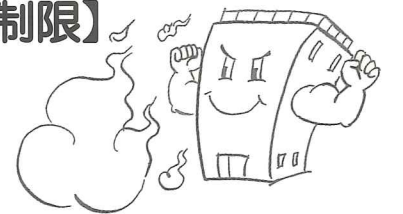
道路に面した建物の壁の位置を整え、道路空間を確保することで避難路や消火活動スペースを確保することができます。



左図のように、建物や塀などの位置を決めることで、道路空間を確保することができます。
この場合、後退させた部分も敷地面積として算入する事が可能です。

燃えにくい構造で延焼を防止→【建物の構造の制限】

現状では、木造住宅がほとんどですが、建物の構造を制限し、燃えにくくすることで、まち全体の防災性が高まります。



敷地の細分化を防ぎ建て詰まり防止→【敷地面積の最低限度】

今後、新築する場合、ある一定の面積以下に敷地を細分化することを防止し、今以上の建て詰まりを防ぎます。



塀のつくり方を工夫し避難路を確保→【垣又はさくの構造の制限】

道路沿いのブロック塀の高さを制限することができます。これにより、震災時のブロック塀の倒壊や道路の閉塞を防ぐことができます。



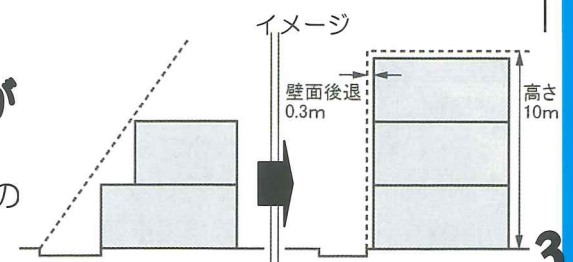
例えば緩和により、皆さんが建替えやすい条件にする方法もあります。

容積率のUPで床面積もUP→【容積率の緩和】

現在の指定容積率を緩和し、UPさせると、床面積を多くすることが可能となります。

道路斜線制限を緩和し建物計画の可能性が広がる→【道路斜線の緩和】

道路斜線を緩和させることで、3階程度まで、整った形の建物にすることが可能となります。





の愛称を追加決定しました

あいしょう ついか けつてい



東久保町夢まちづくり協議会では、地域の皆さんに愛着を持ってもらうこと、現在進めている防災まちづくりに関心を持っていただくことを目的として、坂道の愛称募集を行い、今年3月末に6つの名前が決定しております。

今回はさらに協議会内で要望のあった、東睦会を通る坂道の愛称を協議会内で検討してまいりましたが、検討の結果「みはらし坂」に決定しましたのでご報告いたします。愛称については、以前から周辺にお住まいの皆さんの間で親しみのある名称であることから、誠に勝手ながら協議会で決めさせていただきました。他の坂道ともども、これからも東久保町の新たな財産として普及に努め、活用していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

- 東久保町夢まちづくり協議会
〒220-0062 横浜市西区東久保町8-12 ☎045-241-7150 (会長 和田)
- 横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 ☎045-671-2691 (山口、東)
- 横浜市西区役所区政推進課企画調整係
〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10 ☎045-320-8328 (勝俣、藤浪)

※東久保町防災まちづくり計画の内容については、市ホームページよりご確認ください。
<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/chilikimachi/katsuyou/pi-nintei/p08001-plan.pdf>